

平成13年度において社会保険庁が達成すべき目標について

資料3

達成すべき目標	指標
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(1) 政管健保・船員保険・厚生年金保険の適用対象事業所の適正な把握に努め、適用を促進すること。</p> <p>(2) 政管健保・船員保険・厚生年金保険の事業主（船舶所有者を含む。以下同じ。）等に対し、適正な届出の励行を促進すること</p> <p>(3) 被保険者及び被扶養者の資格、標準報酬を適正に把握すること。</p> <p>(4) 事業主に対する調査を効率的に実施すること。</p> <p>(5) 国民年金の未加入者の把握及び適用に努めること。</p> <p>(6) 国民年金の被保険者種別変更の届書等の適正な届出及び早期提出について、被保険者等に的確に周知するとともに、届出の励行を促進すること。</p> <p>(7) 年金に関する被保険者記録について、各種届出に基づき、基礎年金番号により正確に管理すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規適用事業所数 ・全被保険者資格喪失事業所数 ・適用事業所数 ・説明会開催数等 ・被保険者数（資格取得分） ・被保険者数（資格喪失分） ・被保険者数 ・被扶養者数 ・調査実施数 ・新規適用被保険者数 ・年金手帳の送付による適用被保険者数 ・各種届出の勧奨件数 ・他制度加入照会者数 ・年金手帳記号番号回答票数
<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 口座振替の促進等により、政管健保・船員保険・厚生年金保険の保険料及び児童手当の拠出金の適正な納入を促進すること。</p> <p>(2) 保険料等を滞納する事業主に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施すること。</p> <p>(3) 国民年金保険料の適正な納入を促進すること。</p> <p>(4) 国民年金保険料の免除制度を適正に適用すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料収納額 ・保険料調停額 ・口座振替事業所数 (1)の保険料収納額・保険料調停額に同じ ・保険料収納額 ・保険料未納額 ・免除件数

<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1) レセプトの点検調査、第三者に対する損害賠償請求権の行使等を通じて、政管健保・船員保険における医療費適正化を推進すること。</p> <p>(2) 政管健保・船員保険において、傷病手当金等の現金給付の適正化を図ること。</p> <p>(3) 船員保険における失業保険金の支給の適正化を図ること。</p> <p>(4) 年金給付は適正に決定し、支給すること。</p> <p>(5) 年金受給権者に対し、適正な届出の周知等を確実にを行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別保険給付費 ・レセプト点検実施件数 ・医療費通知件数 ・第三者求償件数 ・現金給付費 ・失業保険金給付費 ・年金給付費 ・パンフレット配布枚数 ・説明会開催件数
<p>4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 政管健保・船員保険の生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切に実施すること。</p> <p>(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、適切に実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診実施者数 ・事後指導実施者数 ・利用者数
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p> <p>(1) 事業主、被保険者、受給権者等への対応は、「親切・迅速・正確」を旨とすること。</p> <p>(2) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うこと。</p> <p>(3) 国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。 また、事業に対する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。</p> <p>(4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動状況等 ・ホームページ掲載の相談項目数 ・ホームページアクセス数 ・情報公開法に基づく開示請求の開示件数 ・レセプト開示件数